

川越市就学前の子どもに関する教育、保育等の 総合的な提供の推進に関する法律施行細則（案） の概要について

平成 27 年 9 月
こども未来部 保育課

1 趣旨

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法（子ども・子育て支援法、認定こども園法一部改正法、関係法律の整備法）が成立しました。

この法律に基づき、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

新制度では、幼保連携型認定こども園の認可については市が行うことになりました。認可基準については、条例で定めたところですが、申請等の手続きについて必要な事項を定めるため、「川越市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則」を定めようとするものです。

2 内容

規則（案）に定める主な内容は、次のとおりです。

(1) 幼保連携型認定こども園の認可申請書

幼保連携型認定こども園を設置し、認可を受ける際に市長に提出する申請書の様式を定めようとするものです。

(2) 幼保連携型認定こども園の廃止又は休止申請書

認可を受けた幼保連携型認定こども園の廃止や休止をする際に必要な申請書の様式を定めようとするものです。

(3) 認可を受けた内容の変更申請書等

認可を受けた幼保連携型認定こども園の運営内容等の変更をする場合の申請や届出に必要な申請書等の様式を定めようとするものです。

(4) 幼保連携型認定こども園の園長の選任の届出書

幼保連携型認定こども園の園長を選任した際に必要な届出書の様式を定めようとするものです。

3 施行期日

公布の日を予定しています。